

ヘルパーステーションあじさい（訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業）

＜介護予防・日常生活支援総合事業 手助け訪問の場合＞ (1回の利用料：1割の場合)

区分	内容	合計
手助け訪問	1回20以上30分未満	186円
	1回30以上60分未満	233円

＜介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防訪問の場合＞ (1ヶ月の利用料：1割の場合)

区分	内容	合計
介護予防（Ⅰ）	週に1回程度必要と認められたもの	1,172円
介護予防（Ⅱ）	週に2回程度必要と認められたもの	2,342円
介護予防（Ⅲ）	介護予防（Ⅱ）以上の回数が必要と認められたもの。但し、要支援2のみ。	3,715円
各種加算		金額
初回加算	200円／月	
同一建物及び同一敷地内	10% 減算	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に13.7%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に6.3%	

＜要介護認定の場合＞

(1回の利用料：1割の場合)

区分	内容	合計
生活援助 中心	20分以上45分未満	182円
	45分以上	224円
	身体介護に引き続き生活援助を行う場合 20分から起算して25分を増す毎に66円（198円を限度）	
身体介護 中心	20分未満（要件を満たした場合のみ算定可能）	166円
	30分未満	249円
	30分以上1時間未満	395円
	1時間以上1時間30分未満 以降30分増す毎に83円加算	577円
各種加算		金額
初回加算	200円／月	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100円／月	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円／月	
緊急時訪問介護加算	100円／回	
夜間又は早朝の場合	+ 100分の25円	
深夜の場合	+ 100分の50円	
2人の訪問介護員の場合	2倍の料金	
同一建物及び同一敷地内	10% 減算	
特定事業所加算（Ⅱ）	+ 100分の10円	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に13.7%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に6.3%	